

生涯スポーツ推進専門委員会規程

第 1 章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）定款第43条の規定に基づいて設置された生涯スポーツ推進専門委員会に関することを定める。

第 2 章 審 議 事 項

第2条 この委員会は、次の事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- (1) 生涯スポーツ推進のための調査及び企画に関すること。
- (2) その他本会生涯スポーツ推進事業に関すること。

第 3 章 委 員

第3条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名
委員 若干名

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

2. 委員は、委員長が本会理事、本会加盟団体役員及び学識経験者のうちから推薦する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

第 4 章 任 期

第5条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 委 員 会

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第7条 この委員会に、委員会の決議を経て、必要な部会を設けることができる。

附則1

- 1.この規程は、平成9年5月13日から施行する。
- 2.この規程の施行と同時に平成2年1月24日施行の国民スポーツ専門委員会規程は、これを廃止する。

附則2

- 1.この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則3

- 1.この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則4

- 1.この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則5

- 1.この規程は、平成23年6月8日から施行する。